

市県民税（住民税）申告書の記載方法

申告をする必要がある人

- 1 前年中に、営業等、農業、不動産などの所得があった人
- 2 給与所得者のうち次に該当する人
 - (1) 給与のほかに、農業、地代、家賃、年金、その他の雑所得などのある人
 - (2) 前年中に退職されたなどで、年末調整をしていない人
 - (3) 雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けられる人
 - (4) 所得税の源泉徴収を受けなかった日雇などの収入がある人
- 3 公的年金等の受給者で次に該当する人
 - (1) 公的年金等のほかに、農業、地代、家賃、その他の雑所得などのある人
 - (2) 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの控除を受けられる人※公的年金などの収入金額が400万円以下でその他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、上記の各種控除を受ける場合は住民税の申告が必要です。
- 4 前年中の収入はないが、次のいずれかに該当する人
 - (1) 国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人
 - (2) 国民年金保険料の納付免除申請をされる人
 - (3) 保育所の入所や児童手当、就学援助、公営住宅等の各種申請手続きを行う人
 - (4) その他行政サービスの利用をされる人
(所得証明書、非課税証明書などの発行を受けようとする場合など)

申告する必要が無い人

- 1 税務署に所得税の確定申告書を提出された人
- 2 前年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から嘉麻市へ給与支払報告書（年末調整済）が提出されている人
- 3 前年中の収入が公的年金のみで、扶養控除や社会保険料控除などの追加がない人

申告書の提出先及びお問い合わせ先

提出先

〒820-0292
嘉麻市岩崎 1180 番地 1
嘉麻市役所 税務課 市民税係

お問い合わせ先

TEL：0948-42-7421

市県民税申告書は郵送で提出できますが、下記の点をご確認をお願いします。

- ・市県民税申告書に必要事項を記入し、署名又は記名押印して下さい。
(日中連絡がとれる電話番号の記入をお願いいたします。)
- ・申告に必要な添付書類（源泉徴収票や各種控除証明書など）を同封してください。

※資料の返却や市県民税申告書の控えの送付をご希望の場合は、返信用封筒（返送先を記入し、返送に必要な金額分の切手を貼ったもの）を同封してください。

目 次

申告書の記入例	1~2
1 住所、氏名などの記入	3
2 収入金額、所得金額などの計算	
事業（営業等・農業）、不動産	3
利子、配当、給与	4
雑所得（公的年金等、業務、その他）	6
総合課税の譲渡所得、一時所得	7
3 所得から差し引かれる金額（所得控除）の計算	
社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除	8
生命保険料控除	8~9
地震保険料控除	9
寡婦、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除	10
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者、扶養控除	11
基礎控除、雑損控除、医療費控除	12
4 その他の事項	
給与・公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法、 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項、寄附金に関する事項	13

～ お 知 ら せ ～

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、その年分の公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の場合、所得税の確定申告は不要になりました。

ただし、市県民税の申告により生命保険料控除や医療費控除などの所得控除の追加等がある人は、市県民税の申告をしないと税額が高くなりますので、市役所での申告をお願いします。

○ 上場株式等の特定配当等に係る課税方式の統一について

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税と住民税は異なる課税方式を選択できましたが、令和 6 年度からは所得税の課税方式と一致させることになりました。

令和 6 年度（令和 5 年分）からは異なる課税方式を選択できませんので、確定申告の際にご注意願います。

○ ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が市県民税申告をする場合について

ワンストップ特例制度は下記の条件に該当した場合は制度の対象外となります。

- ① 所得税の確定申告した場合 ② 市県民税の申告をした場合 ③ ふるさと納税をした自治体数が 5 団体を超える場合 ④ ふるさと納税ワンストップ特例制度で届出をした住所が寄附をした年の翌年 1 月 1 日現在の住所（居住地）と違う場合

確定申告や市県民税の申告をする場合は、ワンストップ特例制度の対象外となります。

申告する場合は、申請した寄附金の証明を取り寄せて全ての寄附金の申告をお願いします。

記入例（申告書表）

3ページ

令和〇〇年度分 市 県 民 税 国民健康保険税 申告書

整理番号	
業種又は職業	自営業
電話番号	1234-56-7890
提出年月日	年 月 日
氏名	嘉麻 太郎
個人番号	987654321098
生年月日	昭和 45 年 8 月 1 日
世帯主の氏名	嘉麻 太郎
続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料	源泉徴収票のとおり	50,000
国民健康保険税		20,000
他〇〇件		30,000
合計		100,000
生命保険料	新生命保険料の計	50,000
旧生命保険料の計		60,000
新個人年金保険料の計		20,000
旧個人年金保険料の計		30,000
介護医療保険料の計		10,000
地震保険料	地震保険料の計	20,000
旧長期損害保険料の計		10,000
障害者控除	氏名 嘉麻 太郎	障害の程度 普通
配偶者の氏名	嘉麻 花子	生年月日 H5.5.5
配偶者の合計所得金額		1,020,000
扶養控除	氏名 嘉麻 一郎	生年月日 S20.1.1
氏名 嘉麻 春子	生年月日 H5.3.3	
別居の扶養親族等	氏名 嘉麻 夏子	生年月日 R1.2.2
雑損控除	風水害	R〇.8.5
医療費控除	支払った医療費等	300,000

8〜12ページ

1 収入金額等	営業等	ア	5,600,000
農業	イ	1,400,000	
不動産	ウ	1,300,000	
利子	エ	70,000	
配当	オ	1,800,000	
給与	カ	90,000	
公的年金等	キ		
雑	業務	ク	
その他	ケ	90,000	
短期	コ		
長期	サ		
一時	シ	100,000	
2 所得金額	営業等	①	2,300,000
農業	②	-800,000	
不動産	③	400,000	
利子	④	70,000	
配当	⑤	980,000	
給与	⑥	90,000	
公的年金等	⑦	90,000	
雑	業務	⑧	
その他	⑨	90,000	
合計(①+②+③)	⑩	3,040,000	
総合課税・一時	⑪	50,000	
合計	⑫	2,437,500	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	100,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	10,000	
生命保険料控除	⑮	70,000	
地震保険料控除	⑯	17,500	
寡婦、ひとり親控除	⑰	260,000	
勤労学生、障害者控除	⑱	260,000	
配偶者(特別)控除	⑲	310,000	
扶養控除	⑳	780,000	
基礎控除	㉑	480,000	
⑬から㉑までの計	㉒	2,287,500	
雑損控除	㉓	50,000	
医療費控除	㉔	100,000	
合計(㉒+㉓+㉔)	㉕	2,437,500	

3〜7ページ

8〜12ページ

13P

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」のロに「1」と記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

記入例（申告書 ウラ）

4
ペ
ー
ジ

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日給	勤務日数	月収
1	8,000 円	3	24,000 円
2	8,000	20	160,000
3	8,000	20	160,000
4	8,000	20	160,000
5	8,000	20	160,000
6	8,000	19	152,000
7	8,000	18	144,000
8	8,000	17	136,000
9	8,000	16	128,000
10	8,000	15	120,000
11	8,000	14	112,000
12	8,000	20	160,000
賞与等			184,000
合計			1,800,000
勤務先所在地		福岡県嘉麻市○番地○	
勤務先名		□□商店	
電話番号		2345-67-8912	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	嘉麻市××番地×	5,600,000 円	3,300,000 円	
不動産	嘉麻市△△番地△	1,300,000	900,000	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
報酬	嘉麻市●●番地●	90,000 円	0 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
						円	円
		500,000 円	200,000 円	300,000 円	500,000	0 円	0 円
	長期	1,000,000	500,000	500,000			300,000
	一時			(赤字の場合は0)			ハ
ニ 合計						イ + [(ロ + ハ) × 1/2]	150,000

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のこの金額を表面のソの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
1 嘉麻 秋子	子	S40.6.7	500,000
2			
3			

専従者給与の支払期間: 12ヶ月

所得税における青色申告の承認の有無: 承認あり・承認なし 合計額

13 事業税に関する事項

事業用資産の種類	課税標準額	税率	課税額
事業用資産の種類			

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	生年月日	住所
1 嘉麻 春子	234567890123	□□県△△市××番地○○
2		
3		

14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	10,000 円
株式等譲渡所得割額控除額	20,000

15 寄付金に関する事項

寄付先	金額
都道府県、市区町村分 〔特別控除対象〕	20,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分〔特別控除対象以外〕	10,000
条捐指定分	5,000
市区町村	5,000

支出した寄付金に応じて、各欄にそれぞれ寄付した金額を記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄付金については、上欄に記入せず、別途「別添「別添金税額控除申請書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	原 別居の場合の住所

13
ペ
ー
ジ

13
ペ
ー
ジ

1 住所、氏名などの記入

令和6年度分 市 県 民 税 申告書 国民健康保険税

整理番号			
嘉麻市長 殿	現住所	〇〇市△△×××番地××	業種又は職業
	1月1日現在の住所	嘉麻市△△×××番地××	自営業
提出年月日	フリガナ	カマ タロウ	電話番号
年 月 日	氏名	嘉麻 太郎	1234-56-7890
3 2 17	生年月日	昭和45年8月1日	個人番号
	世帯主の氏名	嘉麻 太郎	987654321098
		続柄	本人

- 年度**
 申告する年度を記入してください。
 （令和5年分の収入について申告をする場合は、令和6年度になります。）
- 年月日**
 提出年月日を記入してください。
- 現住所**
 申告する時の現在の住所を記入してください。
- 1月1日現在の住所**
 1月1日時点の住所が申告する時の現在の住所と違う場合は、必ず記入してください。
- 氏名、フリガナ**
 申告する人の氏名とフリガナを記入し、押印してください。
- 生年月日**
 申告する人の生年月日を記入してください。
- 世帯主の氏名**
 世帯主の氏名を記入してください。
- 続柄**
 世帯主からみた申告する人の続柄を記入してください。
- 業種又は職業**
 申告する人の職業を記入してください。
- 電話番号**
 日中連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 個人番号**
 申告する人の個人番号を記入してください。

2 収入金額、所得金額などの計算

事業（営業等・農業）、不動産

ア、イ、ウ、①、②、③

概要

- ・営業等…小売業、飲食業、製造業などの事業
- ・農業…米、野菜、果樹栽培、畜産などの事業
- ・不動産…地代、家賃、小作料などによる所得

計算方法

「所得金額」＝収入金額－必要経費
 収支内訳書より所得を計算してください。

記入箇所

- ・申告書（表）
 営業等：収入「ア」、所得「①」に記入
 農業：収入「イ」、所得「②」に記入
 不動産：収入「ウ」、所得「③」に記入

・申告書（ウラ）

「11 事業専従者に関する事項」

白色専従者控除を受ける人の氏名等を記入してください。また、限度額は下記のうちいずれか少ない額となります。

- ・配偶者 86万円、その他 50万円
- ・（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者数＋1）

※事業専従者とした人を配偶者控除、扶養控除の対象とすることはできません。

添付書類

収支内訳書

利 子	エ、④
------------	-----

概要

公社債や預貯金の利子などの所得。(源泉分離課税(日本国内の預貯金の利子)は除きます。)

記入箇所

・申告書(表)
 利子：収入「エ」、所得「④」に記入

計算方法

「所得金額」＝収入金額

配 当	オ、⑤
------------	-----

概要

株式や出資金の配当などの所得。

※源泉徴収されている上場株式の配当等は申告不要制度を選択できます。(余白にその旨を記入願います。)

記入箇所

・申告書(表)
 配当：収入「オ」、所得「⑤」に記入
 ・申告書(ウラ)
 「8 配当所得に関する事項」

計算方法

「所得金額」＝配当等の収入－負債の利子

添付書類

支払通知書等

給 与	カ、⑥
------------	-----

概要

サラリーマンの給料、賃金などの所得。(収入金額は手取り額ではありません。社会保険料や所得税等を引く前の額です。)

計算方法

給与所得の速算表より計算してください。

記入箇所

・申告書(表)
 給与：収入「カ」、所得「⑥」に記入

※「給与所得の源泉徴収票」より転記する場合は、「支払金額」を「カ」に、「給与所得控除後の金額(調整控除後)」を「⑥」に記入してください。

添付書類

給与所得の源泉徴収票

※土木作業等の日雇い給与のある人で、事業主から源泉徴収票の発行を受けることができない人は、申告書(ウラ)の「6 給与所得の内訳」を記入してください。

給与所得の速算表

給与等の収入金額 (カの欄)		円	A
0 ～ 550,999		0 円	C
551,000 ～ 1,618,999	収入－550,000	円	
1,619,000 ～ 1,619,999		1,069,000 円	
1,620,000 ～ 1,621,999		1,070,000 円	
1,622,000 ～ 1,623,999		1,072,000 円	
1,624,000 ～ 1,627,999		1,074,000 円	
1,628,000 ～ 1,799,999	収入÷4	A × 2.4 + 100,000 円	
1,800,000 ～ 3,599,999	千円未満切捨 算出金額：B	A × 2.8 - 80,000 円	
3,600,000 ～ 6,599,999	,000 円	A × 3.2 - 440,000 円	
6,600,000 ～ 8,499,999	収入×0.9－1,100,000	円	
8,500,000 以上	収入－1,950,000	円	

給与

カ、⑥

所得金額調整控除

下記（１）または（２）に該当する場合、給与所得（４P の C の金額）から控除します。

（１）給与収入が 850 万円を超え、下記のいずれかに該当する場合

- ①本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者
- ②23 歳未満の扶養親族がいる

（２）給与所得と公的年金等の雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合

計算方法

所得金額調整控除の計算表より計算してください。

所得金額調整控除の計算表

左の（１）に該当する場合		
給与等の収入金額	(最高 1,000 万円) 円	D
D - 850 万円	円	E
所得金額調整控除 (E × 0.1)	円	F
差引金額 (C - F)	(給与所得金額(⑥の欄)) 円	G

左の（２）に該当する場合		
給与所得金額 (C の金額)	(最高 10 万円) 円	H
公的年金等の 雑所得の金額	(最高 10 万円) 円	I
所得金額調整控除 (H+I) - 10 万円	円	J
差引金額 (C または G - J)	(給与所得金額(⑥の欄)) 円	K

計算例

給与等の収入金額 (A) : 2,000,000 円 → ㉞の欄
公的年金等の収入 : 1,000,000 円 (65 歳未満の場合)

給与所得の計算

- ① 2,000,000 円 ÷ 4 = 500,000 円 (B)
- ② 500,000 円 × 2.8 - 80,000 円 = 1,320,000 円 (C)

公的年金等雑所得の計算 (計算方法は 6P をご覧ください。)

- ③ 1,000,000 円 - 600,000 = 400,000 円

所得金額調整控除の計算

- ④ 100,000 円 (H) + 100,000 円 (I) - 100,000 円 = 100,000 円 (J)

差引金額 (給与所得金額(市県民税申告書⑥の欄))

- ⑤ 1,320,000 円 - 100,000 円 = 1,220,000 円

雑所得（公的年金等、業務、その他）

キ、ク、ケ、⑦、⑧、⑨、⑩

概要

・公的年金等

国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金の所得。

※障害年金や遺族年金などの非課税年金は含みません。非課税年金を記入する場合は、枠外の余白に「障害年金〇〇円」等と記入してください。

・業務

営利目的とした継続的な副業による所得。

・その他

生命保険による個人年金やシルバー人材センター配分金など、いずれにも該当しない所得。

計算方法

・公的年金等

公的年金等所得の速算表より計算してください。

・業務、その他

「所得金額」＝収入金額－必要経費

記入箇所

・申告書（表）

公的年金等：収入「キ」、所得「⑦」

業務：収入「ク」、所得「⑧」

その他：収入「ケ」、所得「⑨」

・申告書（ウラ）

「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」

業務とその他について記入

添付書類

公的年金等の源泉徴収票

公的年金等以外の雑所得については、収入と経費が分かるもの。

公的年金等所得の速算表

A	公的年金等の収入金額 (キの欄)		円		
	公的年金等の収入金額	公的年金等（雑所得）の金額（⑦の欄）			
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 ～2,000万円	2,000万円超	
65歳未満	0 ～600,000	0円	0円	0円	
	600,001 ～1,299,999	A－600,000 円	A－500,000 円	A－400,000 円	
	1,300,000 ～4,099,999	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円	
	4,100,000 ～7,699,999	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円	
	7,700,000 ～9,999,999	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円	
	10,000,000 以上	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円	
65歳以上	0 ～1,100,000	0円	0円	0円	
	1,100,001 ～3,299,999	A－1,100,000 円	A－1,000,000 円	A－900,000 円	
	3,300,000 ～4,099,999	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円	
	4,100,000 ～7,699,999	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円	
	7,700,000 ～9,999,999	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円	
10,000,000 以上	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円		

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要になりました。

ただし、申告が不要と思いき市県民税の申告をしなかった場合は、生命保険料控除や医療費控除などの所得控除の追加ができません。

年金以外の所得がある人や、所得控除の追加等がある人は、市県民税の申告をお願いします。

総合課税の譲渡所得、一時所得

コ、サ、⑪

概要

・総合譲渡

分離課税（土地や家、株など）の対象とならない資産（車両、貴金属など）の譲渡による所得。

短期：5年以内の資産の譲渡

長期：5年を超える資産の譲渡

・一時所得

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの一時的な所得。

計算方法

「所得金額」＝収入金額－必要経費－特別控除

短期譲渡所得、長期譲渡所得、一時所得の順番で計算します。計算は右記の表を参照してください。

記入箇所

・申告書（表）

右記の譲渡所得、一時所得の計算表を参照してください。

※収入金額の欄「コ、サ、シ」については、他の収入と違い、所得を記入してください。

・申告書（ウラ）

「10 総合譲渡・一時所得金額に関する事項」

添付書類

収入金額、必要経費がわかるもの

譲渡所得、一時所得の計算表

・短期譲渡所得

A	収入金額 (譲渡価格)	円
B	必要経費 (資産の取得費など)	円
C	差引金額 (A - B)	円
D	特別控除 (上限 50 万円)	円
E	短期譲渡所得 (C - D) (申告書 (表) コ)	円

・長期譲渡所得

F	収入金額 (譲渡価格)	円
G	必要経費 (資産の取得費など)	円
H	差引金額 (F - G)	円
I	特別控除 (上限 50 万円 - D)	円
J	長期譲渡所得 (H - I) (申告書 (表) サ)	円

・一時所得

K	一時所得の 収入金額	円
L	必要経費	円
M	差引金額 (K - L)	円
N	特別控除 (上限 50 万円)	円
O	一時所得 (M - N) (申告書 (表) シ)	円

・総合譲渡・一時 (申告書 (表) ⑪の欄)

E	短期譲渡所得 (申告書 (表) コ)	円
J	長期譲渡所得 (申告書 (表) サ)	円
P	(E + J) × 0.5	円
Q	総合譲渡・一時⑪の額 (P + O)	円

3 所得から差し引かれる金額（所得控除）の計算

社会保険料控除

⑬

概要

申告する人が、本人や生計を一にする配偶者、その他の扶養親族のために支払った社会保険料（国民年金、厚生年金、国民健康保険、介護保険料など）の控除。

※配偶者やその他の扶養親族の年金や給与から引き落とし（特別徴収）されている保険料などは、申告する人の控除に使えません。

計算方法

「控除金額」＝支払金額

添付書類

支払額の方かる控除証明書や領収書等

記入例

・申告書（表）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

		社会保険の種類	支払った保険料
⑬ 社会保険料 控除		源泉徴収票のとおり	50,000
		国民健康保険税	20,000
		他〇〇件	30,000
		合計	100,000

※源泉徴収票の「社会保険料等の金額」を記入する場合は、社会保険の種類に「源泉徴収票のとおり」と記入してください。

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	100,000
---------	---	---------

社会保険料控除⑬の欄は合計額を記入してください。

小規模企業共済等掛金控除

⑭

概要

申告する人が、小規模企業共済や企業型確定拠出年金（企業型 DC）、個人型確定拠出年金（iDeCo）などを支払った場合の控除。

添付書類

支払った掛金額の方かる控除証明書

※給与の年末調整でこの控除を受けている場合は、添付不要です。

計算方法

「控除金額」＝支払金額

記入例

・申告書（表）

4 所得から差し引かれる金額

小規模企業 共済等掛金控除	⑭	10,000
------------------	---	--------

生命保険料控除

⑮

概要

申告する人が、本人や配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料（配当金や割戻金を差し引いた金額）を支払った場合の控除。

計算方法

生命保険料控除計算表を参照してください。

添付書類

申告用控除証明書

記入例

・申告書（表）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

		新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑮ 生命保険料 控除		50,000 円	60,000 円
		20,000 円	30,000 円
		10,000 円	

4 所得から差し引かれる金額

生命保険料控除	⑮	70,000
---------	---	--------

生命保険料控除計算表

一般の生命保険料の計算

A	新生命保険料の支払合計額 (平成24年1月1日以降契約分)		円
B	支払金額 (A)	計算式	控除額 (B) (上限 28,000 円)
	~12,000	Aの金額	
	12,001~32,000	A×0.5+6,000	
	32,001~	A×0.25+14,000	円
C	旧生命保険料の支払合計金額 (平成23年12月31日以前契約分)		円
D	支払金額 (C)	計算式	控除額 (D) (上限 35,000 円)
	~15,000	Cの金額	
	15,001~40,000	C×0.5+7,500	
	40,001~	C×0.25+17,500	円
E	B + D (上限 28,000 円)		円
F	DとEいずれか大きい額		円

介護医療保険料の計算

M	介護医療保険料の支払合計額 (平成24年1月1日以降契約分)		円
N	支払金額 (M)	計算式	控除額 (N) (上限 28,000 円)
	~12,000	Mの金額	
	12,001~32,000	M×0.5+6,000	
	32,001~	M×0.25+14,000	円

個人年金保険料の計算

G	新個人年金の支払合計額 (平成24年1月1日以降契約分)		円
H	支払金額 (G)	計算式	控除額 (H) (上限 28,000 円)
	~12,000	Gの金額	
	12,001~32,000	G×0.5+6,000	
	32,001~	G×0.25+14,000	円
I	旧個人年金の支払合計金額 (平成23年12月31日以前契約分)		円
J	支払金額 (I)	計算式	控除額 (J) (上限 35,000 円)
	~15,000	Iの金額	
	15,001~40,000	I×0.5+7,500	
	40,001~	I×0.25+17,500	円
K	H+J (上限 28,000 円)		円
L	JとKいずれか大きい額		円

【生命保険料控除⑮の計算 (上限 70,000 円)】

F + L + N	円
-----------	---

地震保険料控除 ⑯

概要

損害保険契約などにより、申告する人が支払った地震等の損害保険料がある場合の控除。

平成18年末までに契約した長期損害保険（保険期間10年以上で満期返戻金あり）を含みます。

添付書類

申告用控除証明書

記入例 ・ 申告書 (表)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計 20,000 円	旧長期損害保険料の計 10,000 円
-----------	---------------------	------------------------

4 所得から差し引かれる金額

地震保険料控除	⑯	17,500
---------	---	--------

計算方法

A	地震保険料の支払金額		円
B	地震保険料の控除額 (A×0.5)		(上限 25,000 円) 円
C	旧長期損害保険料の支払金額		円
D	支払金額(C)	計算式	旧長期損害保険料の控除額 (上限 10,000 円)
	5,000 円以下	Cの金額	
	5,000 円超	C×0.5+2,500	円

※一つの契約で地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、どちらか一方の控除額しか受けられません。

E	B + D (上限 25,000 円)		円
---	---------------------	--	---

寡婦、ひとり親控除

⑰、⑱

概要

寡婦控除

(1)夫と離婚した後再婚してなく、扶養親族(子以外)がいる合計所得500万円以下の人

(2)夫と死別または夫が生死不明で、再婚してなく、合計所得500万円以下の人

ひとり親控除

生計を一にする子(総所得48万円以下で他の人の扶養でない人)がおり、合計所得が500万円以下の人

※寡婦、ひとり親控除は事実上婚姻関係と同様の事情にある人がある場合は対象となりません。

計算方法

⑰ 寡婦控除	26万円
⑱ ひとり親控除	30万円

記入例

・申告書(表)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑰～⑱ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
-----------------------------------	--	-----------------------------------	--

(該当する箇所をチェックしてください。)

4 所得から差し引かれる金額

寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	260,000
-----------	-----	---------

勤労学生控除

⑲

概要

昨年末の現況で控除の対象となる学校等の学生や生徒であり、(1)合計所得が75万円以下、(2)給与等の勤労による所得以外が10万円以下の人

⑲ 勤労学生控除：26万円

添付書類 在学証明書、学生証(写し)

記入例

・申告書(表)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑰～⑱ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名) 〇〇〇〇学校
-----------------------------------	--	-----------------------------------	---

4 所得から差し引かれる金額

勤労学生、 障害者控除	⑲～⑳	260,000
----------------	-----	---------

障害者控除

⑳

概要

昨年末の現況で申告する人、配偶者、扶養親族が障がい者である場合の控除。

・普通障害者

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けているなど障害のある人(特別障害者を除く)

・特別障害者

身体障害者1級、2級、精神障害者1級、療育手帳Aなど重度の障害のある人

・同居特別障害者

申告する人や配偶者、扶養親族と同居している特別障害者

計算方法

普通障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

記入例

・申告書(表)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑳ 障害者控除	1	氏名 嘉麻 太郎	障害の程度 普通
		個人番号 987654321098	
⑳ 障害者控除	2	氏名 嘉麻 花子	障害の程度 特別
		個人番号 123456789012	

4 所得から差し引かれる金額

勤労学生、 障害者控除	⑲～⑳	790,000
----------------	-----	---------

添付書類

障がい者手帳等の写し(等級の分かるページ)

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

㉑、㉒

概要

昨年末の現況（昨年中に死亡した場合は、死亡した日）で申告する人と生計を一にする配偶者であり、下記の要件を満たす人。（内縁関係の配偶者や事業専従者を除く）

	本人の合計所得	配偶者の合計所得
同一生計配偶者	—	48万円以下
配偶者控除	1,000万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	1,000万円以下	48～133万円

記入例

・申告書（表）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日	H5.5.5
	嘉麻 花子	配偶者の合計所得金額	1,020,000
個人番号	123456789012		同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

4 所得から差し引かれる金額

配偶者(特別)控除	㉑～㉒	310,000
-----------	-----	---------

計算方法

			申告する人の合計所得		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得	48万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
		100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
		105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
		110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
		115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
		120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
		125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
		130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円

扶養控除

㉓

概要

昨年末の現況（昨年中に死亡した場合は、死亡した日。）で申告する人と生計を一にする親族であり、昨年中の合計所得が48万円以下の人。（事業専従者を除く。）

計算方法

区 分		控除額
一般扶養	下記以外の人	33万円
特定扶養	19歳以上23歳未満	45万円
老人扶養	70歳以上の人	38万円
同居老親等	老人扶養のうちあなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で同居している人	45万円
年少扶養	16歳未満	0円

記入例

・申告書（表）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

㉓ 扶養控除	1	氏名	嘉麻 一郎	生年月日	S 20.1.1	同居の氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄	父	控除額	45	万円
		個人番号	876543210987											
	2	氏名	嘉麻 春子	生年月日	H5.3.3	同居の氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄	子	控除額	33	
		個人番号	234567890123											
	3	氏名		生年月日		同居の氏名	<input type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄		控除額		
	4	氏名		生年月日		同居の氏名	<input type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄		控除額		
		個人番号												

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	氏名	嘉麻 夏子	生年月日	R1.2.2	同居の氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄	孫
		個人番号	345678901234								
	2	氏名		生年月日		同居の氏名	<input type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄	
	3	氏名		生年月日		同居の氏名	<input type="checkbox"/>	別居の氏名	<input type="checkbox"/>	続柄	
		個人番号									

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。扶養控除額の合計 780,000

4 所得から差し引かれる金額

扶養控除	㉓	780,000
------	---	---------

基礎控除

②4

概要

申告する人の合計所得に応じた控除。

記入例

・申告書（表）

4 所得から差し引かれる金額

基礎控除 ②4 430,000

計算方法

あなたの合計所得	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円	2,450万円超～2,500万円
控除額	43万円	29万円	15万円

※2,500万円を超えた場合は控除がありません。

雑損控除

②6

概要

申告する人や生計を一にする配偶者、その他の親族が昨年中に災害や盗難、横領にあって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除。

計算方法

次のうちいずれか多い金額

- ・差引損失額－（総所得金額等×10%）
- ・差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

※差引損失額＝損害金＋災害関連支出の金額－保険等の補てん金額

記入例

・申告書（表）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②6 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	風水害	RO.8.5	建物
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	500,000円	200,000円	100,000円

4 所得から差し引かれる金額

雑損控除 ②6 50,000

添付書類

損失の内容や金額が分かる書類

医療費控除

②7

概要

申告する人や生計を一にする配偶者、その他の親族のため昨年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。

計算方法

以下のAとBのいずれか多い金額

- A：医療費控除（限度額 200 万円）
（医療費－保険等の補てん金額）－（10 万円又は総所得金額等×5%の低い額）
- B：セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（限度額 88,000 円）
（OTC 薬購入費－保険等の補てん金額）－12,000 円

記入例

・申告書（表）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②7 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	300,000円	100,000円

4 所得から差し引かれる金額

医療費控除 区分 ②7 100,000

※地方税法附則第4条の4（セルフメディケーション税制）を利用する場合は、区分の欄に「1」を記入してください。

添付書類

医療費控除の明細書
セルフメディケーション税制の明細書

4 その他の事項

給与・公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

概要

給与収入があり、給与または公的年金以外の収入に市県民税がかかる人が、給与から天引き（特別徴収）または自分で納付するか選択する欄。

記入例

・申告書（表）

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

概要

源泉徴収されている上場株式等の譲渡や配当を申告した場合、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を記入する欄。

記入例

・申告書（ウラ）

14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	1,000 ^円
株式等譲渡所得割額控除額	20,000

添付書類

特定口座年間取引報告書等の写し

★課税方式の統一について

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税と住民税は異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは所得税の課税方式と一致させることになりました。

令和6年度（令和5年分）からは異なる課税方式を選択できませんので、確定申告の際にご注意願います。

寄附金に関する事項

概要

対象となる団体へ寄付をした場合に金額を記入する欄。（嘉麻市は福岡県と同一の団体を条例指定しております。）

添付書類

寄附金受領証明書（領収書）等

記入例

・申告書（ウラ）

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 （特例控除対象）	20,000 ^円	
住所地の共同基金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	10,000	
条例指定分	都道府県	5,000
	市区町村	5,000

★ワンストップ特例制度について

市県民税の申告をした場合、ワンストップ特例制度の対象になりません。申告する際は、ワンストップ特例制度を申請した分の寄附金も併せて申告してください。